

吹田市後援等について よくある質問

	質問	回答
1	どこの窓口で申請したらよいですか。	実施予定の事業内容に関連のある室課で申請を受け付けます。 関連のある室課がわからない場合は市民相談室へご相談ください。
2	「吹田市」という名義の使用を承諾する、とはどういう意味ですか。 (要領第2条(2))	後援申請をされた事業に関係する印刷物等に、「後援：吹田市」と記載するなど、吹田市の名称を表示することを認めるものです。
3	「特定の政治活動」とはどのようなものを指しますか。 (要領第4条(4)) (注意書4)	自己の要求や主張を政治に反映させるために、それらを世論に訴える活動などが挙げられます。 例えば、国や地方自治体等の施策や法律・条例等の制定・改廃、予算措置等について賛成や反対の主張、またこれらを求めるポスターや横断幕の掲示やチラシの配布、署名活動、講演会の開催等が該当します。判断に迷われる場合は、申請を行う窓口で事前にご相談ください。
4	承諾の基準に「市内で実施される事業であること」とあるが、市外で実施する事業は後援等の対象とはならないのですか。 (要領第4条(5))	市外で実施される事業であっても、事業を実施する団体の事務局等の所在地が市内にある場合や、一定数の市民の参加が見込まれる場合は承諾することがありますので、申請を行う窓口で事前にご相談ください。
5	吹田市後援等に係る提出資料に記載のある書類は全て提出する必要がありますか。 (要領第5条)	原則全て提出していただく必要があります。ただし、やむを得ない事情等がある場合は、申請を行う窓口で事前にご相談ください。
6	オンライン開催のため、開催場所の確保が確認できる書類がありません。どうしたらよいですか。 (要領第5条(3))	申請を行う窓口で事前にご相談ください。
7	初めて申請を行う場合、活動実績が確認できる書類の提出を求められていますが、どのよう	他市等において、今回の申請と同様の事業実績がある場合は、当該事業に係るチラシ、パンフレット、実施報告書など事業概要が分かる書類を提出

	<p>なものを提出する必要がある ますか。</p> <p>(要領第5条(7))</p>	<p>してください。</p> <p>また、同様の事業実績がない場合は、申請者の活動報告書や総会資料など活動内容が分かる書類を提出してください。</p>
8	<p>天候不良により、日程を変更することとなりましたが、変更時に必要な書類を提出する必要がありますか。</p> <p>(要領第9条(1))</p>	<p>天候不良や災害等やむを得ない理由により日程が変更や中止になった場合は、書類の提出は必要ありません。ただし、日程変更に伴って会場が変更になった場合等については、書類の提出が必要です。</p>
9	<p>事業実施時に掲示したものを提出することが難しい場合はどうしたらよいですか。</p> <p>(要領第10条(2))</p>	<p>掲示物の内容がわかる写真やデータ等の提出でも構いません。</p>
10	<p>事業終了後に提出を求められている、講演等を行った場合の資料とはどのようなものですか。</p> <p>(要領第10条(3))</p>	<p>講演等を行った際に配布した資料やレジュメ、スクリーン等に映し出された資料などが該当します。</p>
11	<p>「合理的配慮の提供」とはどのようなものですか。</p> <p>(注意書9)</p>	<p>障がいのある人も、障がいのない人も同じように分け隔てられることなく、事業に参加できるように必要な配慮や工夫を行うことです。</p> <p>例えば、車椅子利用者の移動などの補助、筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を用いることなどが挙げられます。</p> <p>なお、合理的配慮は、事業者に「過度な負担にならない範囲」で提供することが求められていることから、過度な負担にならないにもかかわらず、合理的配慮を提供しないことは「障がいを理由とする差別」に当たります。</p>
12	<p>後援等を受けることで、公共施設の使用料の減額・免除を受けることはできますか。</p>	<p>施設使用料の減額・免除は、後援等を受けたか否かにかかわらず、各施設の定める基準に基づき個別に判断されます。詳しくは、使用を予定している施設へお問い合わせください。</p>